

豊田市足助地区まちづくりのための学校及び公共施設
再編検討支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月
豊田市

1 目的等

(1) 業務の目的

本市の山村地域にある足助地区の学校では、少人数を生かしたきめ細やかな教育や豊かな自然、地域資源を生かした学習により、地域に愛着をもつ子どもたちの育成が行われています。一方で、今後さらなる児童生徒数の減少により、学校の小規模化が加速度的に進むことが想定されており、学校再編の検討が必要な段階にあります。

また、人口減少、特に若い世代の流出に歯止めがかからず、コミュニティの維持が危ぶまれる中、支所や小中学校をはじめとする公共施設の老朽化も進行しています。こうした状況から、今後のまちづくりを見据えた現状維持にとどまらない選択肢として、公共施設の再編について検討を進める段階にあります。

このような状況を踏まえ、本業務は、足助地区の教育や暮らしの環境を改めてデザインして、子どもたちの教育環境と足助地区の暮らしを維持・向上し、足助地区が持続的に発展することを目的とします。

(2) プロポーザルの趣旨

足助地区の教育は、元来、地域や学校間を意識した学習活動や、子ども一人ひとりを大切にしたきめ細やかな教育であり、地域の絆づくりにも寄与してきました。また、地域には集落ごとに様々な歴史・文化があり、豊かなコミュニティを形成しています

これらを維持することを目指しながら、地域住民に寄り添って学校再編や暮らし機能再編の検討を進めることができる事業者を選定することを目的とします。なお、本プロポーザルは具体的な再編案の提案ではなく、子どもたちの適正な教育環境や足助地区の暮らし環境について考える市民対話を主とした業務に対する考え方や進め方等の提案を求めます。

2 事業の概要等

(1) 事業の概要

豊田市足助地区の小中学校（10小1中）の再編と、地区内公共施設（足助支所等）の再編を、足助地区のまちづくり一体の取組として捉え、両者を並行して、市民との共働により推進する。スケジュール概要は以下のとおりで、各再編基本計画の策定を予定する。本契約は令和8年度（以下の太枠部分）のみの内容となる。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校再編	市民対話による検討	画再策編定計	計画に基づいた取組等の実施
公共施設再編	市民と共働による検討に向けた事前準備	市民と共働による検討	

(2) 本契約の概要

業務の内容は、別紙1「業務委託仕様書(案)」のとおり

3 提案限度額

18,480,000円(消費税込み)

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること(ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。)
 - イ 令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額900万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。
 - ・学校再編又は公共施設再編計画策定に向けた住民合意形成プロセス及び資料作成に関する伴走支援業務

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年5月11日(月)	業者選定審査会による方式の決定
5月12日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始

	業務説明資料等の交付開始
5月27日(水)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
5月28日(木)	参加資格確認通知書の送付
6月1日(月)	質問の回答期限
6月8日(月)	提案書等の提出期限
6月16日(火)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月17日(水)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
7月6日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月15日(水) 予定	見積徴取
7月23日(木) 予定	契約締結

(2) 事業説明資料等の交付

- ア 交付日 令和8年5月12日(火)
- イ 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- ア 提出期限 令和8年5月27日(水) 午後5時まで
- イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- エ 提出書類 (ア) 参加表明書(様式1)
(イ) 業務実績(様式2) 及び業務実績を証明する書類(契約書や仕様書等の写し)

(4) 参加資格確認結果の通知

- ア 通知期限 令和8年5月28日(木) まで
- イ 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う

(5) 質問受付及び回答

- ア 受付期限 令和8年5月27日(水) 午後5時まで
- イ 受付方法 メール(提出期限必着)
- ウ 提出書類 質問書(様式3)
- エ 回 答 令和8年6月1日(月) までに参加者へメールにて行う

(6) 提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年6月8日(月) 午後5時まで
- イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ウ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- エ 提出書類 以下の書類を提出すること。

- (ア) 参加申請書（様式4）（1部）
- (イ) 業務担当責任者等の実績（様式5）（1部）
- (ウ) 提案書（様式6）（10部）

- ・表紙や目次のほか本文中等に、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。
- ・A4サイズ片面枚8枚以内とすること。
- ・以下の内容を記載すること。
 - i.業務内容等（業務体制、実施方針、学校・公共施設再編計画検討の支援体制、学校再編に向けた提案、公共施設再編に向けた提案）
 - ii.工程計画
 - iii.業務の工夫

- (エ) 見積書及び積算内訳書（1部）

オ その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

6 審査・選定

(1) ヒアリング及び選考委員会

- ア 開催日時 令和8年6月16日（火）午前9時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は、対象者に後日連絡する。）
- イ 開催場所 豊田市役所 東庁舎6階 会議室
- ウ その他
 - ・提出された提案書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。なお、説明は業務担当責任者又は業務担当者が行うこと。
 - ・出席者数は、4名以内とする。なお、原則、業務担当責任者及び業務担当者を参加者に含めることとする。参加ができない場合は、業務経歴や実績などに関する質疑に回答できるようにしておくこと。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

(2) 選考委員

- 委員長 地域活躍部 副部長 花木 一也
- 委員 学識者 恒川 和久（名古屋大学大学院 教授）
- 資産経営課 課長 西尾 芳高
- 教育政策課 課長 青木 伸介
- 足助支所 支所長 杉浦 智文

7 評価基準

(1) 評価基準

下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、最低基準点250点以上の者とする。詳細は、別紙2「評価基準」のとおり。

$$\left[\begin{array}{l} \text{評価点 (500点)} \\ = \text{ア (業務経歴 (90点))} + \text{イ (業務実施計画 (72点) \times 5人)} + \text{ウ (価格 (50点))} \end{array} \right]$$

ア 業務経歴等 (90点)【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績 (30点)
- (イ) 業務担当責任者の業務実績 (30点)
- (ウ) 業務担当者の業務実績 (30点)

イ 業務提案内容等 (72点)【選考委員評価】

- (ア) 業務体制 (4点)
- (イ) 実施方針 (7点)
- (ウ) 学校・公共施設再編計画検討の支援体制 (33点)
- (エ) 学校再編に向けた提案 (7点)
- (オ) 公共施設再編に向けた提案 (7点)
- (カ) 工程計画 (4点)
- (キ) 業務の工夫 (10点)

ウ 価格 (50点)【事務局評価】

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(2) その他

- ・最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうちイ(ウ)、(エ)及び(オ)の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- ・提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

8 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と

交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度及び令和10年度豊田市足助地区小中学校又は公共施設再編検討関連業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

9 問合せ先

【総合窓口(提出先)及び公共施設再編について】

豊田市 地域活躍部 足助支所 地域振興担当 加藤、内山

住所 〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2

電話 (0565) 62-0601

Eメール asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

【学校再編について】

豊田市 教育部 教育政策課 鈴木、松本

住所 〒471-8501 豊田市西町3-60

電話 (0565) 34-6658

Eメール kyouiku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>